

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	消防課	整理番号	1-3
許認可等の種類	消防設備士免状の交付			
根拠法令条例等・条項	消防法第17条の7第1項			
許認可等の概要	消防設備士試験に合格した者から免状交付申請があった場合に、当該試験を実施した知事は申請に基づき当該資格に係る消防設備士免状を交付する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>免状交付要件は、根拠条項(第17条の7第1項)及び法第13条の2第4項による。 なお、免状交付事務処理は、「消防設備士免状に関する事務処理要領等について」 (平成12年3月24日付け消防予第66号)の2の部分による。</p> <p>■参考条文(該当部分のみの抜粋) ●消防法 (消防設備士の免状の交付資格) 第十七条の七 消防設備士免状は、消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。 2 第十三条の二第四項から第七項までの規定は、消防設備士免状について準用する。</p> <p>(危険物取扱者免状) 第十三条の二 危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状とする。 2 (略) 3 (略) 4 都道府県知事は、左の各号の一に該当する者に対しては、危険物取扱者免状の交付を行わないことができる。 一 次項の規定により危険物取扱者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの 5 (略) 6 (略) 7 (略)</p>			
基準の制定根拠	消防庁通知			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日			
期間の制定根拠	業務委託先である(一財)消防試験研究センター長野県支部との協議による。			